

「株価指数証拠金取引口座設定約諾書」の一部改改正

下線部変更
(平成29年2月27日)

現 行	変更後
<p>(免責事項)</p> <p>第20条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(平成25年3月11日変更)</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p><u>10 取引所の定める業務規程その他諸規則に基づき、取引所が過誤のある注文により成立した取引所株価指数証拠金取引を取り消すことによって生じた損害については、過誤のある注文を執行した取引参加者に故意又は重過失がない限り、当該取引参加者が、その責めを負わないこと。</u></p> <p>(平成25年3月11日、平成29年2月27日 変更)</p>